

街づくりだより

ひがしへち

発行(第十四号)

主な記事

平成十年十月一日

土地区画整理審議会の選挙について

1面

長野市市街地整備局

土地区画整理審議会とは?

2面

電話〇二六

選挙権・選挙の日程について

3面

その他

4面

平成10年10月1日

ひがしへち

第一回

第14号①

土地区画整理審議会委員の選挙について

長野駅周辺第二土地区画整理事業の施行のため、長野都市計画長野駅周辺第二土地区画整理審議会が設置されています。

現在審議会は、施行区域内の宅地の所有者から十名、施行区域内の宅地について借地権を有する者から二名、土地区画整理理事会について学識経験を有する者から三名、合計十五名で構成されています。

委員の任期は五年と規定されており、平成十一年一月十七日で任期満了となります。

これに伴い審議会委員の選挙を「平成十一年一月十七日」に行ないます。

投票となる場合は、定数十二名(学識経験者三名を除く)に対して候補者数が、今回の一回の選挙において選挙すべき委員の数を越えた場合です。

(学識経験を有する審議委員の二名は、市長が選任します。)

市長

施行区域内の宅地所有者から

十名

施行区域内の宅地について借地権を有する者から

二名



土地区画整理事業においては、施行区域内の宅地の所有者、及び施行区域内の宅地について借地権を有する者が選挙によって選出したそれぞれの代表者と、土地区画整理事業について学識経験を有する者で構成される土地区画整理審議会を設置します。

この土地区画審議会は、施行者の諮問機関として事業が民主的かつ公正に執行されることを確保しようとするものです。具体的な任務は次のとおりです。

規定があります。

○土地整理審議会委員の任務

七 公益施設の用に供している宅地についての換地不交付

施行者が審議会に諮る事項に対して、審議会は決定する事項と、意見を述べる事項とがあります。

・審議会で決定する（議決）事項は、

一 評価員の選任

二 換地計画において、特別の宅地についての特別の定め

三 工区間の飛換地

四 公益施設についての創設換地

五 重要文化財等の所在する宅地についての特別の換地

六 公益施設用地の清算金についての特別の定め

△土地整理審議会の選挙権

選挙権は、土地所有者に対する一票を与えるものであり、共有者（土地等を共有で持っている権利者・マンションなどの区分所有者を含む）は、あわせて一人の所有者とみなされます。

・共有名義の場合

共有者が選挙権を行使するにあたっては、それぞれのうちから代表者を選任し、通知しなければなりません。その際「代表者選任通知書」を提出する必要があります。

これは、相続人が決まっていないような場合（複数の人が想定相続人となっているようなケース）も同様に扱われます。

・法人名義の場合

法人が選挙権を行使するにあたっては、その法人が「法人指定投票者証明書」を提出する必要があり、指定した者ができることがあります。

平成11年1月1日

・借地権者の場合

借地権者が選挙権を行使するにあたっては、土地登記簿に借地権者として登記されている者及び「借地権申告」又は「権利変動届」を提出した者がであることになります。

・未相続の場合

相続登記未了の場合の相続権者（二人以上の場合）は、その代表者は、「相続権利者届」を提出する必要があります。

これらの届け出等を提出していない権利者の方は、十月末日までに届け出をするようにして下さい。

なお、各届け出書は市街地整備局にあります。

届け出がないと、選挙権及び被選挙権が認められなくなる場合があります。

詳しい事は、市街地整備局に御相談ください。

○選挙期日・選挙人名簿総覧期間公告

（十月上旬）

○選挙人名簿確定・委員の数の公告

（十一月中旬）

○選挙人名簿修正の公告・申出人へ通知

※選挙人名簿とは、選挙期日等の公告をした日から二十日を経過した日現在における施行区域内の宅地の所有者、又は施行区域内の宅地について借地権を有する者で、当該選挙において選挙をなすべきものの氏名・住所・性別及び生年月日を記載した名簿です。

○立候補者の公告（十一月下旬）

（候補者の数が選挙すべき委員の数をこえないときは、投票を行なわないでの出期間は十日間です）

○選挙人名簿総覧開始（十一月上旬）

（候補者の数が選挙すべき委員の数をこえないときは、投票を行なわないでの総覧期間内に、文書で異議を申し出ることができます。総覧期間は二週間です。）

○選挙場並びに投票時間及び開票の日時の公告（一月上旬）

○選挙日 投票（一月十七日）

お知らせ

ものではありません。

※委員の選挙は無記名投票です。

通志卷之三十一

を記載し、投票箱に入れ投票する。
投票用紙は、選挙の当日、選挙場
において選挙人に交付します。
法人の場合（法人の指定する者）
は、投票の際その権限を証する書面
を選挙管理者に提出して下さい。
選票は自己にてうなぎ上げます。

建設の主旨

従前居住者用宅地の建設は、又画整理事業（市街地再開発事業等）の実施に伴って住宅に困窮することとなる従前居住者に賃貸する住宅で、建設は長野市が行ないます

調査期間（予定）
平成十年十月～十一月

二 調査の目的

今回行なう調査は、平成五年一月に既に

まちゅ。
事業区域内にお住まいの皆さんのニーズと住
環境等の実情に合わないものとなっており
実施されていますが、社会情勢の変化事

○当選人への通知・公告

※選入への通知・公告により
選の効力が発生します。

家にお住まいの皆さんの意向と状況を的確に把握し、これから建設する従前居住者用住宅の建設計画に反映するため実施するものであります。

※お問合せ先

要望等ございましたら、お気軽にご相談下さい。

市街地整備局では地権者支援として、さ
め細かな相談会・窓口対策等考えておりま
す。土地区画整理事業に対するご意見、ご

※お問い合わせ先
長野市市街地整備局（栗田九七二番地）

管頭整備課六〇一六二二九五〇四九

従前居住者用住宅（旧再開発住宅）建設に関するアンケート調査を行ないます。

また、プライバシー保護のため
提出していただくものです。
御協力をお願いいたします。

三、調查方法